

特別国際種事業者 各位

経済産業省 製造産業局 生活製品課
環境省 自然環境局 野生生物課

法令遵守の徹底について

今般、特別国際種事業者が、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）違反及び不正競争防止法違反により、警視庁に検挙される事案がありました（別添「不正競争防止法違反及び種の保存法違反事件被疑者等の検挙について」を参照。）。

アフリカゾウ及びアジアゾウは、密猟と象牙の違法取引によってその個体数を大きく減らした時期があります。この結果、ワシントン条約の下で象牙の国際取引は原則禁止となりました。さらに、ワシントン条約の決議において、国内象牙市場閉鎖（国内における象牙及び象牙製品の取引中止）が勧告される中、我が国としては、日本国内における象牙取引は厳格に管理されていることを前提に、当該勧告については、我が国の国内象牙市場の閉鎖を求める内容ではないとしています。

特別国際種事業者各位におかれましては、象牙取引に関する国際情勢を十分理解するとともに、象牙取引の際は、種の保存法をはじめとする関連法令を遵守願います。特に、以下の点については改めて法令に基づく義務の確認と遵守の徹底を要請します。

- 象牙製品等を陳列広告・販売する際の特別国際種事業の登録番号等表示（種の保存法第33条の11第3項）
- 象牙製品等の取引記録の記載と保存（種の保存法第33条の11第1項及び第2項）
- 1kg以上かつ20cm以上の象牙製品等を得た場合の管理票の作成及び販売時の当該管理票の譲渡し並びに写しの保存（種の保存法第33条の23第1項、第3項及び第5項）
- 象牙を「象牙風」等と偽って販売しない（不正競争防止法第2条第1項第20号（誤認惹起行為））

また、上記の法令に基づく義務の遵守を確実なものとするため、以下についても徹底願います。

- 象牙製品等の購入時の特別国際種事業登録番号表示の確認及びその象牙製品等が1kg以上かつ20cm以上の場合には管理票の確認及び譲受け
- 象牙製品等を国内から国外へ持ち出さない、国外から国内へ持ち込まない（商業目的での輸出入原則禁止）

種の保存法をはじめとする関連法令の違反が発覚した場合、法令に基づく罰則が適用されます。加えて、事業停止命令や特別国際種事業登録の取り消しを行う場合がありますことを留意願います。

なお、毎年度、環境省及び経済産業省では、特別国際種事業者に対し、種の保存法に基づく報告徴収を実施しています。本報告徴収は、国内象牙市場を厳格に管理するにあたっての重要な基礎情報です。つきましては、報告徴収命令を受けた場合は、取引の有無等に応じた書類を確実に提出願います。なお、報告徴収命令違反は、種の保存法に基づく罰則対象であることを改めて確認願います。

<報告徴収時提出書類>

- ①対象期間内に象牙取引があった場合（3点）：1）【商品分類】及び「記載台帳総括表」
2）記載台帳（様式第5）の写し
3）特別国際種事業者 取引先一覧表
- ②取引がなかった場合（1点）：1）【商品分類】及び「記載台帳総括表」
- ③盗難・紛失があった場合（1点）：1）「盗難・紛失報告書」

<関連資料等>

- ①別添：不正競争防止法違反及び種の保存法違反事件被疑者等の検挙について
- ②特別国際種事業者登録手続きについて（一般財団法人 自然環境研究センター）
<http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/index.htm>
- ③特別国際種事業者における遵守事項チェックリスト及びその他の事項

お問合せ先

経済産業省製造産業局生活製品課 TEL：03-3501-1089	特別国際種事業者登録制度（象牙のカットピース、象牙製品等を取り扱う場合）
環境省自然環境局野生生物課 TEL：03-5521-8283	個体等登録制度（全形を保持した象牙を取り扱う場合）、特別国際種事業者登録制度（象牙のカットピース、象牙製品等を取り扱う場合）
一般財団法人自然環境研究センター 事業者登録係 TEL：03-6659-3577	特別国際種事業登録機関
一般財団法人自然環境研究センター 国際希少種管理事業部 TEL：03-6659-6018	個体等登録機関

注：今回の注意喚起文書は、特別国際種事業者の代表者（本部）又は事業所に送付しています。

代表者（本部）におかれましては、事業所に対して法令遵守の徹底を指導願います。また、事業所の方におかれましては、本部と連携のうえ、法令遵守に向けた取り組みを進めてください。

特別国際種事業者における遵守事項チェックリスト

象牙製品を（卸・小売問わず）販売している特別国際種事業者は、象牙を厳格に管理し適正に取り扱うために、法令事項を遵守する義務があります。特別国際種事業者からの問い合わせが多い事項をまとめたところ、チェックリストとして活用願いたい。

□陳列広告時の表示

ぞう科の牙及びその加工品を取り扱う特別国際種事業者は、特別国際種事業に関して陳列又は広告をする場合、その目的、場所、形態を問わず、以下の事項を**一般の消費者が確認できるように表示**しなければなりません。インターネットサイト、SNS等においても、トップページ、会社概要のページ、プロフィール等のわかりやすい位置に表示することが必要です。

【表示事項】

- 登録番号
 - 特別国際種事業者の氏名。法人については、その名称及び代表者の氏名
 - 特別国際種事業者の住所
 - 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別（ぞう科の牙及びその加工品）
 - 登録の有効期間の満了の日
- ※表示に際して表示の様式、大きさ、媒体等は問いません。参考として、標準的な様式（裏面の「●陳列・広告時の登録番号等の表示【参考】（経済産業省）」参照）を環境省及び経済産業省のウェブページで公表しています。

□取引記録の記載と保存

特別国際種事業者は、象牙製品等の取引を行う都度、取引内容を記録し、5年間保存しなければなりません。

□管理票の作成・保存

象牙製品等の分割等により、重量が1キログラム以上、かつ、最大寸法が20センチメートル以上の象牙製品等を新たに得た場合は、その入手経緯等を記載した管理票を作成し保存しなければなりません。また、当該象牙製品等を譲渡し又は引渡しをする場合は、当該管理票とともに、当該管理票の写しを、当該象牙製品等を譲渡し又は引渡しをした日から5年間保存しなければなりません。

特別国際種事業者におけるその他の事項

□標章の取扱い ※任意

象牙製品等の製造者は、適正に入手された全形を保持した牙等から製造された象牙製品について、製品の認定を受け、標章の交付を受けることができます。標章の交付を受けた場合は、その認定を受けた象牙製品以外の物に標章を取り付けてはなりません。

□販売時の説明について

- ・象牙製品の販売時には、象牙製品を国外に持ち出すことは原則禁止されていること
- ・有償・無償を問わず、事業として象牙製品を販売・譲渡する場合には事業者登録が必要になること
を説明するようにしてください。

●象牙等はルールを守って取引しましょう！（環境省・経済産業省。内容は同じ）

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/zougetorihiki.html>

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/zougebekkou/main_07.html

●特別国際種事業（象牙の国内取引規制）/象牙の国外持ち出しの防止について（環境省）

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/species/trade/ivory/index.html>

●種の保存法関係 様式等（環境省）

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/aces-format.html>

●特別国際種事業（ぞう科の牙及びその加工品）について（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/zougebekkou/main_01.html

●陳列・広告時の登録番号等の表示【参考】（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/seikatsuseihin/zougebekkou/downloadfiles/hyouji.docx

特別国際種事業者

（象牙製品等を取り扱う事業者）

登録番号	
氏名又は名称	
住所	
代表者の氏名	
譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別	ぞう科の牙及びその加工品
登録の有効期間の満了の日	

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」第33条の6第1項の規定に基づき、登録を行っており、象牙製品等を取り扱うことができます。

●知っていますか？ワシントン条約（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/to_tourist.html

不正競争防止法違反及び種の保存法違反事件被疑者等の検挙について

2025年6月4日

同時発表：環境省

▶ものづくり/情報/流通・サービス

本日、不正競争防止法違反（象牙製品の誤認惹起行為）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）違反（全形を保持していない象牙の管理票作成義務違反）の疑いで、被疑者4名を逮捕するとともに、被疑者3名及び被疑法人1社（有限会社醍醐象牙店（所在地：埼玉県草加市、特別国際種事業者登録番号：00487））を書類送致したことについて警視庁より公表されました。

1. 本件の概要

象牙販売業者らが、インターネットオークションにおいて、象牙製品を「象牙風・マンモス」等と虚偽の表示をして販売していた疑いで（不正競争防止法違反）、被疑者4名が逮捕、被疑者3名及び被疑法人1社が書類送致されました。さらにこのうち、逮捕された被疑者1名及び書類送致された被疑法人1社については、全形を保持した象牙を分割して材料や象牙製品を得た際に作成することが義務付けられている管理票を作成しなかった疑い（種の保存法違反）も認められました。本件案については、経済産業省、環境省が警視庁に捜査協力をして逮捕・書類送致に至ったもので、本日、警視庁が記者会見を開き、公表しました。

2. 象牙製品等にかかる規制の概要

種の保存法において国際希少野生動植物に指定されているゾウ（アジアゾウ、アフリカゾウ）は、象牙を含む個体等の国内取引が規制されています。

象牙製品等を事業として取り扱うことを、種の保存法において「特別国際種事業」としており、特別国際種事業に該当する取引には、あらかじめ事業者登録が必要です。

また、登録した事業者には、象牙製品等の広告・販売における登録番号等の表示や一定の重量かつ大きさ以上の象牙製品等を得た際の管理票の作成が義務付けられるなど、厳格な象牙製品等の管理を求めています。

3. 今後の対応

経済産業省及び環境省では、再発防止のため、種の保存法に基づき特別国際種事業に登録している事業者に対して、取り扱う象牙製品等について、種の保存法に基づく管理を徹底するよう文書により指導することとしています。

4. 象牙製品等を扱う皆様への注意喚起

象牙や象牙製品等の違法な取引や違法な管理の再発防止に向けて、非合法的象牙が厳格に管理された日本に入り込まないように法令遵守を徹底してください。

- (事業者の皆様) 特別国際種事業の登録事業者においては、象牙製品等の広告・販売時の適切な表示や厳格な管理をしてください。
- (利用者の皆様) 象牙製品等を利用する皆様においては、購入等する際には販売者の特別国際種事業の登録番号表示を確認するなど、取引先が法令を遵守していることを確認してください。
- 所有されている象牙や象牙製品等を譲渡し等する際は、その形態や加工状態等により取扱いが異なりますので、以下の経済産業省HPをご参照いただき、適切に手続きしてください。

関連資料

- [警視庁：不正競争防止法違反及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律違反事件被疑者らの検挙について（情報提供）（PDF形式：134KB）](#) 
- [経済産業省：特別国際種事業（ぞう科の牙及びその加工品）について](#)

担当

種の保存法の制度に関するお問合せ先

製造産業局生活製品課長 高木

担当者：伊藤、新地、角谷

電話：03-3501-1511(内線 3861)

メール：bzl-shunohozon★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。

不正競争防止法の制度に関するお問合せ先

経済産業政策局知的財産政策室長 中山

担当者：千原、山田

電話：03-3501-1511(内線 2631)

メール：bzl-chitekizaisan★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。

※不正競争防止法違反及び種の保存法違反による「検挙」については、警視庁（生活安全部生活環境課）までお問い合わせ願います。

-  [Get Adobe Acrobat Reader](#) [ダウンロード（Adobeサイトへ）](#) 